

2022年1月21日
在マラウイ日本国大使館

マラウイ出入国に際しての条件・行動制限・渡航制限等について

1 マラウイへの渡航

- ア 高リスクと認定された国（注：現時点で発表されていない。）からの渡航を除いて、いずれの国からの入国も制限されない。ただし、全ての渡航者は、マラウイ入国の72時間前以内に、渡航元の国で認定あるいは指定された機関から取得した有効な陰性証明書が必要である。
- イ ワクチン接種証明を持たない者は入国地点でワクチン接種を受ける。

- ・PCR検査陰性証明書は英文で記載されていること。フォーマットの指定はありません。状況により空港内で新型コロナウイルス検査のための検体採取が行われる可能性があります。入国後14日間は自主モニタリング（注：自主隔離ではなく、ソーシャルディスタンスやマスク着用等感染予防対策を行った上で、他者との接触が可能。）を実施する必要があります。
- ・入国地で提示する有効なワクチン接種証明書のワクチン種類は、アストラゼネカ、ファイザー、ジョンソン&ジョンソン、モデルナ、中国シノバック製ワクチンとなります。今後、WHOが認可したワクチンを有効と認めるとのことです。
- ・有効なワクチン接種証明書を提示出来ない場合は、入国手続き前に上陸地でワクチンの無料接種を受ける。ワクチンの種類は在庫状況により異なるとのこと。
- ・12歳以上18歳未満の子供についてもマラウイ入国時にワクチン接種証明書の提示が求められます。提示出来ない場合、ファイザー製ワクチンを接種することが可能。
- ・有効なワクチン接種証明書が無く、ワクチン接種を拒否した場合は、自己負担にて10日間の指定施設での隔離となる。また、場合によっては、入国出来ない可能性もある。渡航前に有効なワクチン接種証明書を準備することを強くお勧め致します。
- ・日本の市区町村等で発行されたワクチン接種証明書は有効です。また、マラウイ国内でワクチン接種を行った方は、有効なワクチン接種電子証明書を提示する必要があります。同電子証明書の取得についてはマラウイ保健省のフリーダイヤル929に電話するか
eoc.health@mail.gov.mwへメール又はWhatsApp +265 887 371 288へ連絡しEPI番号を取得してから
<https://covid19.health.gov.mw/>へアクセスし、EPI番号を入力することで同電子証明書のダウンロードが可能となります。
- ・マラウイ入国には査証が必要です。2019年11月1日よりマラウイへの入国査証審査がオンライン化されました。渡航前にマラウイ入国管理局のホームページ (<https://evisa.gov.mw/>) より事前に査証を取得してください。

2 エチオピア出入国及びトランジットに関する新たな措置（デジタルPCR陰性証明書）

2021年6月2日、エチオピア保健省は、エチオピアを出入国及びトランジットする全ての旅行者に対し、トラステッド・トラベル・ガイドライン又はグローバル・ヘブン・プログラムに基づくデジタ

ルPCR陰性証明書の推奨を発表。7月1日以降は同証明書の提示を義務化すると発表しました。エチオピア出入国及びトランジットをする全ての旅行者は、トラステッド・トラベルのアカウント登録の上、デジタルPCR陰性証明書を取得するようお願いいたします。

上記発表に伴い、マラウイでのPCR陰性証明書の発行もトラステッド・トラベルの個人アカウントからダウンロードする形式となり、トラベルパスとQRコードを取得する必要があります。また、現時点で日本国内ではトラステッド・トラベルを利用可能な検査所が存在しないため、日本から渡航する際は、取得した陰性証明書をスキャン又は写真撮影をしてグローバル・ヘブンへアップロードし、トラベルパスとQRコードを取得して下さい。(トラステッド・トラベル又はグローバル・ヘブンどちらかのアカウントを登録することで、双方のプラットフォームが利用可能です。) 2022年1月21日現在、マラウイ及びエチオピアの空港では、まだ、トラベルパスとQRコードの提示を求めているようですが、準備をして渡航することをお勧め致します。

グローバル・ヘブン (<https://globalhaven.org/>)

トラステッド・トラベル (<https://africacdc.org/trusted-travel/>)

詳細は下記の在エチオピア日本国大使館ホームページをご確認下さい。

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00632.html

3 渡航者用のPCR検査機関について

- ・料金：マラウイ人及び外国人居住者は40,000クワチャ、外国人旅行者80,000クワチャ。
現地通貨クワチャ払いのみ受付。
- ・献体採取：フライト2日前しか受付しない。(例：金曜フライトの場合は水曜に献体採取し木曜の朝に結果判明。日本への渡航の場合は、結果判明後に日本書式への記載を依頼に行く。)
- ・持ち物：現地通貨、旅券、eチケット(原本とコピー1部を用意する。現地に提出する場合あり。)
電話番号、Eメールアドレスを伝える。CHSUへ献体採取に行く場合は、事前にカムズセントラルホスピタルで支払いを済ましたレシートを持参すること。
- ・下記機関でのみ検査、発行が可能です。(日本書式への記載も可。)

ア Kamuzu Central Hospital (カムズ セントラル ホスピタル)

所在地：リロングウェ Area 33, next to Kamuzu College of Nursing

電話：01-754-725

イ National Public Health Institute of Malawi (PHIM), CHSU Campus

マラウイ国立公衆衛生研究所 (PHIM)、CHSU キャンパス

所在地：リロングウェ Area 3

※現地での支払いを受け付けていないため、事前にカムズセントラルホスピタルで支払いをしておく。支払い済みレシートを提示して献体採取を行う。

ウ Queen Elizabeth Central Hospital (クィーン エリザベス セントラル ホスピタル)

所在地：ブランタイヤ along Chippembere Highway

電話：01-877-333

エ Mzuzu Central Hospital (ムズズ セントラル ホスピタル)

所在地：ムズズ off Lubinga Road (M1)

電話：0992-798-168

オ Zomba Central Hospital (ゾンバ セントラル ホスピタル)

所在地：ゾンバ along M3

電話：01-525-334、0999-962-683

5 マラウイ政府の水際対策（大使館領事メール配信済み内容抜粋）

・2021年11月19日配信

11月28日、COVID-19対応の大統領タスクフォースは、海外でのオミクロン株発生に伴い水際対策強化等の措置を発表しました。

マラウイ到着72時間前の陰性証明書持参に加え、以下の措置をとること。

- (1) マラウイ国民含め、有効なワクチン接種電子証明書を提示する。
- (2) 有効なワクチン接種電子証明書が提示できない場合は、入国手続き前に上陸地でワクチンの無料接種を受ける。
- (3) 上記ワクチン接種を拒否した場合、自己負担で10日間指定施設での隔離を行う。
- (4) ザレカ難民キャンプへの新たな到着者は、その地位にかかわらず同キャンプ内で検査を受けた上で14日間隔離される。
- (5) 上陸地での新たなPCR検査は12月6日から、またワクチン接種電子証明書の要件は同10日から実施する。

・2021年12月16日配信

12月16日、マラウイ政府は、国内でのオミクロン株検出及び感染者数の増加に伴い、パンデミック警戒レベルを2に引き上げ、感染防止及び水際対策強化等の措置を以下のとおり発表しました。特に「4旅行及び輸送機関」にご注意下さい。

1 公的集会

- (1) 全ての宗教的、娯楽及び婚礼による集会は、1メートル以上のソーシャルディスタンスを確保しつつ、屋内100名、屋外250名を上限とする。
- (2) スポーツイベントにおいては、選手、職員、チーム関係者及び観客を含む関係者の合計が(1)の上限を超えてはならない。
- (3) バーや娯楽施設は夜10時まで閉店すること。
- (4) 葬式において通夜は認められない。屋内では一度に10名を超えてはならない。
- (5) 政治的集会は(1)で指定された人数を超えない限り認められる。
- (6) 移動式市場は1週間に1回以下とすること。場合によっては、執行官が実力の行使によって散会を命じる可能性もある。

2 職場

- (1) 全ての職場は、よく触れられる箇所をはじめ、表面の消毒を毎週行うこと。
- (2) 50%以下の職員で構成されるシフト制で勤務すること。
- (3) 感染者が出た場合は、全ての接触者を追跡し、検査及び14日間の隔離をさせること。職場は消毒

が完了してから24時間後に使用出来る。

- (4) 一般の人と接触があるオフィスにおいては、可能な範囲で事前予約を推奨し、接触追跡システムを設けること。

3 接客業及び娯楽業

- (1) よく触れられる箇所をはじめとした表面の消毒を最低週に一回行うこと。
- (2) 店舗の混雑を解消する対策を行うこと。
- (3) レストラン及びその他の給仕施設において持ち帰りあるいは宅配サービスが推奨される。
- (4) スーパーマーケット及びその他の商店は、買い物カート及び籠の消毒を1名ごとに行うこと。

4 旅行及び輸送機関

(1) マラウイ国内での旅行及び輸送機関

ア 感染が確認されている地域から及び同地域への移動は、特に必要な場合を除き、不可欠なサービスに限定される。

イ バスやミニバス、タクシー等の公共交通機関は座席数の60%を超える人数を乗車させないこと。

ウ 全ての運行者が予防措置を遵守するよう、コンプライアンス委員会が設置されるべきである。

(2) マラウイからの海外渡航及び輸送機関

ア 政府により高リスクと定められた国及び地域（注：現時点で発表されていない。）への渡航は認められない。

イ 政府により認められた必要不可欠な目的でのみ、高リスク国及び地域への渡航が認められる。

(3) マラウイへの渡航

ア 高リスクと認定された国（注：現時点で発表されていない。）からの渡航を除いて、いずれの国からの入国も制限されない。ただし、全ての渡航者は、マラウイ入国の72時間前以内に、渡航元の国で認定あるいは指定された機関から取得した有効な陰性証明書が必要である。

イ ワクチン接種証明を持たない者は入国地点でワクチン接種を受ける。

5 教育機関

- (1) 教育機関に関する対策に変更はなく、第4波においては閉鎖されない。

以上